

社会教育課（係）又は公民館において担当している状況にある。

したがって、今後とも、市町村の文化財保護体制の充実を図るため、行政組織の整備充実、職員の資質の向上などに努める必要がある。

第2項 文化財の保存

(1) 文化財保存調査

文化財を保存するためには、あらかじめ県内に存在する文化財の分布・保存状況、さらには歴史的、学術的価値等について調査し、その実態を把握することが重要である。

そのため、毎年、計画的に基礎調査及び緊急調査を実施し、その結果を報告書として刊行している(表4-2-2)。これらの調査結果は、国及び県の文化財指定のための基礎資料等として活用されている。

したがって、今後とも、計画的な文化財保存調査に努める必要がある。

(2) 文化財の指定

歴史的、学術的な価値をもつ文化財は数多く存在するが、その中から重要なものを選び、国、県及び市町村がそれぞれ指定し、その保存に努めている。

昭和58年度における文化財の国、県及び市町村の指定件数は総計1,797件である(表4-2-3)。昭和51年度の国指定128件、県指定252件、市町村指定903件と比較すると、それぞれ1.1倍、1.3倍、1.5倍の増加となっている。

次に、文化財の種別ごとに見ると、有形文化財のうち、建造物については、地域開発の進展や生活様式の変化に伴って、文化財として価値のある建物が姿を消しつつあり、特に、明治洋風建築はそのほとんどが市街地にあるため、都市の再開発等に伴って、改築・取壊しが進行している。また、美術工芸品については、絵画、漆器、陶磁器等の分野の指定が遅れている状況にある。

有形民俗文化財は、生活様式の変化や農作業の機械化などによって、急速に失われつつある。

無形民俗文化財は、いわゆる民間信仰に負うところが多かったが、今日、生活様式の変化等により、その基盤が失われつつあるため、保存・伝承に多くの困難が生じている。

史跡・名勝・天然記念物については、近年、大規模な開発の進展に伴い、破壊の危険性も生

表4-2-2 文化財保存調査の実施状況

調査年度	調査名
51	基礎調査（絵馬）
52～53	基礎調査（祭礼）
53	民家緊急調査（第2次）
53～54	古文書所在確認調査
53～54	民俗文化財調査（分布調査）
54	特別天然記念物カモシカ調査
54	基礎調査（工芸技術）
54～55	民謡緊急調査
55	近世社寺建築緊急調査
55～57	古文書緊急調査
55～57	基礎調査（工芸品）
55～57	基礎調査（年中行事）
56～58	各地方言収集緊急調査
57	特別天然記念物カモシカ緊急調査
57～59	歴史の道保存調査
58～59	民俗文化財調査（猪苗代湖周辺）
58～60	基礎調査（昔話・伝説）

注：「文化課調査」（昭58）による。